

総 税 市 第 45 号  
平成 22 年 6 月 4 日

各道府県総務部長  
東京都総務局長 殿  
東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長  
(公 印 省 略)

宮崎県口蹄疫被害義援金として個人が社会福祉法人宮崎県共同募金会に  
支出した寄附金に係る個人住民税の取扱いについて（通知）

先般、宮崎県から当課に対し、宮崎県口蹄疫被害義援金について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（以下、「地方団体に対する寄附金」という。）に該当するか照会がありました。これを受け、下記のとおり考え方を取りまとめましたので通知します。

また、国税の取扱いについては、当該義援金について、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 37 条第 3 項第 1 号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当するとされていますので、併せて連絡します。貴都道府県内市区町村に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 5 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

1 次の理由から、宮崎県口蹄疫被害義援金については、その全額が地方団体に対する寄附金に該当するものであること

(1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条に基づき宮崎県が作成する宮崎県地域防災計画において、義援金品の受領、配分に関することは県又は市町村の処理すべき事務とされており、今回の義援金の募集は、これに則り県が義援金収集団体である社会福祉法人宮崎県共同募金会（以下、「共同募金会」という。）とともに実施していること。

(2) 集められた義援金については、上記地域防災計画に則り県が関係機関と組織する配分委員会に抛出されるとともに、その配分が当該委員会において決定され、市町村を経由して口蹄疫により被害を受けた畜産農家に配分されることが募集要綱において明らかにされていること。

(3) 宮崎県及び共同募金会の連名による領収書が発行されることにより、地方団体に対する寄附金であることが明らかにされること。

2 その他

宮崎県及び共同募金会においては、寄附者が寄附金税額控除の適用を受けるに当たり適切な申告を行えるよう、そのために必要な情報を領収書と併せて送付するなど、寄附者に対し適切な情報提供に努めるとともに、寄附者の住所地の地方団体においては寄附金税額控除の適用について適切に取り扱われたいこと。

# 「口蹄疫被害義援金」に関する確定申告書の書き方について

## ◆所得税における寄附金控除の申請

確定申告書第二表

○所得から差し引かれる金額に関する事項  
『寄附金控除』欄に寄付先と寄附金額を記入

⑬	寄附金の控除	寄附先の所在地・名称	宮崎市橋通東 宮崎県	寄附金	〇〇〇〇	円
---	--------	------------	---------------	-----	------	---

## ◆住民税における寄附金税額控除の申請

確定申告書第二表

○住民税・事業税に関する事項  
『寄附金税額控除』の『都道府県、市区町村分』欄に寄附した金額を記入

○住民税・事業税に関する事項

寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	〇〇〇〇	円	都道府県	円
	住所地の共同募金会、 日赤支部分		条例 指定分	市区町村	

今回の「口蹄疫被害義援金」に寄附された場合、こちらの欄に金額の記載をお願いします。

こちらの欄には、今回の義援金の寄附金額は記載しないでください。